

# 12

令和5年第4回  
多治見市議会定例会  
議案説明資料

令和5年8月23日



# 目次

報第18号	専決処分の報告について	1
報第19号	専決処分の報告について	1
報第22号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	2
報第23号	令和4年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について	3
議第71号	義務教育学校の設置に向けた関係条例の整備に関する条例を制定するに ついて	5
議第72号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例を制定するについて	6
議第73号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正するについて	6
議第74号	多治見市空家等審議会設置条例の一部を改正するについて	6
議第75号	多治見市火災予防条例の一部を改正するについて	6
議第76号	多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するにつ いて	7
議第77号	多治見市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するについて	8
議第78号	令和5年度多治見市一般会計補正予算（第4号）	
議第79号	令和5年度多治見市南姫財産区事業特別会計補正予算（第1号）	
議第80号	令和5年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第81号	令和5年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議第82号	令和5年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議第83号	令和5年度多治見市下水道事業会計補正予算（第1号）	
議第84号	令和5年度多治見市病院事業会計補正予算（第2号）	
1	令和5年度会計別補正予算表	9
2	令和5年度一般会計予算（補正第4号）の主要内容	10
3	令和5年度一般会計税等内訳一覧表	20
4	令和5年度一般会計予算（補正第4号）の主要内容（継続費・繰越明許費・ 債務負担行為）	21
5	特別会計の主な事業内容	23
6	企業会計の主な事業内容	25
7	新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対応に係る予算措置の状況	26
8	財政判断指数の見込み	27
議第85号	指定管理者の指定について	28
議第86号	指定管理者の指定について	28
議第87号	指定管理者の指定について	29

議第88号	指定管理者の指定について	30
議第89号	指定管理者の指定について	30
議第90号	指定管理者の指定について	31
議第91号	多治見市副市長の選任について	32
議第92号	多治見市教育委員会教育長の任命について	32
議第93号	多治見市教育委員会委員の任命について	32
議第94号	多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について	32
議第95号	多治見市子どもの権利擁護委員の選任について	33
諮第1号	人権擁護委員の推薦について	33

### **報第18号 専決処分の報告について**

令和5年5月16日午前10時頃、市立昭和小学校体育館東側の植栽した部分において、同校校務員が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、隣接する同校の敷地に設置された公衆電話ボックスのガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和5年7月13日、51,891円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

### **報第19号 専決処分の報告について**

令和5年8月2日午後3時15分頃、三の倉センター管理棟南側の法面において、本市職員（三の倉センター所属）が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、当該法面の北に設置された駐車場に駐車中の普通自動車に当て、同車両バックドアガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和5年8月14日、101,366円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

報第22号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

実質公債費比率				
区 分	決算額(単位:千円、%)			令和4年度の内訳 決算額(単位:千円)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
元利償還金の額 (繰上償還金及び繰下償還金)の差額(繰上償還金を控除)	(1) 3,504,354	3,597,994	3,709,948	③の内訳
返済一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	(2) 0	0	0	水道事業会計
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金	(3) 601,338	636,947	594,751	病院事業会計
一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金	(4) 0	0	0	下水道事業会計
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	(5) 14,791	13,288	13,634	農業集落排水事業会計
一時借入金の利息	(6) 0	0	0	
特定財源の額(都市計画税、その他)	(7) 10,368,898	10,151,153	9,622,244	
災害復旧費等に係る基礎財政需要額	(8) 3,076,215	3,092,743	2,906,925	
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	(9) 885,882	866,617	868,168	
密度補正により基準財政需要額に算入された元金償還金及び元金償還金	(10) 57,919	60,809	66,276	⑤の内訳
小計(公債費等(1)-(6)) - 特財・算入公債費等(7)-(10))	(A) △ 936,411	△ 787,103	△ 486,280	喜多郡地盤陥没事業立替資金償還金
標準財政規模	(11) 23,570,028	24,488,390	23,847,617	特別養護老人ホーム・施設費補助金
算入公債費等(8)-(10)の額	(12) 4,020,016	4,020,169	3,841,369	小口融資利子補給金
小計(標準財政規模(11) - 算入公債費等(12))	(B) 19,550,012	20,468,221	20,006,248	
単年度実質公債費比率(A)/(B) × 100	(C) △ 4.78992	△ 3.84549	△ 2.43064	
実質公債費比率(C)/3			△ 3.61	

将来負担比率				
区 分	決算額(単位:千円、%)			令和4年度の内訳 決算額(単位:千円)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
年度末一般会計等の地方債現在高	(1) 34,929,729	34,929,729	34,929,729	②の内訳
債務負担行為に基づく支出予定額	(2) 14,910	14,910	14,910	喜多郡緑地整備事業立替資金償還金
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	(3) 7019,959	7019,959	7019,959	
組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額	(4) 0	0	0	
退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	(5) 5,095,044	5,095,044	5,095,044	
設立法人の負債額等に対する一般会計等負担見込額	(6) 0	0	0	
連結実質赤字額	(7) 0	0	0	
組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額	(8) 0	0	0	
年度末の充当可能基金取崩	(9) 23,891,288	23,891,288	23,891,288	
特定繰上償還金(都市計画税)	(10) 482,023	482,023	482,023	
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	(11) 38,952,365	38,952,365	38,952,365	③の内訳
小計(将来負担額(1)-(6)) - 充当可能基金等(9)-(11))	(A) △ 2,081,103	△ 2,081,103	△ 2,081,103	水道事業会計
標準財政規模	(12) 23,847,617	23,847,617	23,847,617	病院事業会計
算入公債費等	(13) 2,906,925	2,906,925	2,906,925	下水道事業会計
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	(14) 868,168	868,168	868,168	農業集落排水事業会計
密度補正により基準財政需要額に算入された元金償還金及び元金償還金	(15) 66,276	66,276	66,276	
小計(標準財政規模(12) - 算入公債費等(13)-(15))	(B) 20,006,248	20,006,248	20,006,248	
将来負担比率(A)/(B) × 100			—	

令和4年度 健全化判断比率 の状況	実質赤字比率 (早期健全化基準)(%)	将来負担比率 (早期健全化基準)(%)
一般会計	(12.16)	(25.0)
土地取得事業特別会計	(17.16)	(350.0)
市営住宅敷金等特別会計	—	—
小計(A)/(B) × 100	—	—
標準財政規模	—	—
実質赤字比率(D)/(E) × 100	—	—

区 分	実質赤字額(単位:千円、%)
(A)	△ 4,396,846
(B)	0
(C)	0
(D)	△ 4,396,846
(E)	23,847,617
実質赤字比率(D)/(E) × 100	—

区 分	実質赤字額(単位:千円、%)	資金不足比率 (単位:%)
一般会計	(1) △ 4,396,846	—
土地取得事業特別会計	(2) 0	—
市営住宅敷金等特別会計	(3) 0	—
水道事業会計	(4) △ 1,403,656	—
病院事業会計	(5) △ 514,718	—
下水道事業会計	(6) △ 1,132,404	—
農業集落排水事業会計	(7) △ 2,191	—
国庫借入金特別会計	(8) △ 57,056	—
介護保険特別会計	(9) △ 382,757	—
後期高齢者医療特別会計	(10) △ 45,924	—
駐車場事業特別会計	(11) △ 21,614	—
小計(1)-(16)	(A) △ 7,957,166	—
標準財政規模	(B) 23,847,617	—
連結実質赤字比率(A)/(B) × 100	—	—

# 報第23号 令和4年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

## 1 収入の増加及び支出の抑制

### ①収入の増加

債権管理計画で定める収納率を達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。

### ②支出の抑制

公共施設のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。

#### 諸納付金の収納率

区分			R3年度①	R4年度②	②-①
市 税	現年課税分	目標	98.90%	98.90%	0.00%
		実績	99.09%	99.13%	0.04%
	滞納繰越分	目標	30.00%	30.00%	0.00%
		実績	43.39%	33.08%	△ 10.31%
諸納付金合計 (市税を含む)	現年課税分	目標	98.75%	98.75%	0.00%
		実績	99.03%	99.04%	0.01%
	滞納繰越分	目標	28.20%	28.20%	0.00%
		実績	35.17%	28.27%	△ 6.90%

#### 経常経費(普通会計)

区分	R3年度①	R4年度②	②-①
歳出額	282.4億円	289.9億円	7.5億円
歳出構成比	63.5%	64.4%	0.9%

## 2 市債残高(一般会計負担分)の上限

一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和5年度までに一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。

#### 市債残高

会計名	(1) 一般会計負担分			(2) 実残高		
	R3年度①	R4年度②	②-①	R3年度①	R4年度②	②-①
一般会計	340.2億円	349.3億円	9.1億円	340.2億円	349.3億円	9.1億円
駐車場事業特別会計	—	—	—	2.6億円	2.3億円	△ 0.3億円
水道事業会計	1.9億円	2.2億円	0.3億円	9.5億円	11.1億円	1.6億円
下水道事業会計	76.0億円	73.9億円	△ 2.1億円	152.0億円	147.8億円	△ 4.2億円
農業集落排水事業会計	0.5億円	0.4億円	△ 0.1億円	0.5億円	0.4億円	△ 0.1億円
病院事業会計	18.4億円	17.2億円	△ 1.2億円	36.8億円	34.4億円	△ 2.4億円
合 計	437.0億円	443.0億円	6.0億円	541.6億円	545.3億円	3.7億円

※端数処理により、合計額等が合わない場合があります。

## 3 基金の適正な管理

(1) 財政調整基金の可処分額を18億円以上確保します。

#### 財政調整基金の可処分額

区分		R3年度①	R4年度②	②-①
財政調整基金残高	A	58.1億円	68.0億円	9.9億円
災害復旧経費留保分	B	15.0億円	14.6億円	△ 0.4億円
リスク引当金	C	4.1億円	0.0億円	△ 4.1億円
可処分額 (A-B-C)		39.0億円	53.4億円	14.4億円

※端数処理により、可処分額等が合わない場合があります。

- (2) 市債償還対策基金(合併特例債分を除く)は、令和5年度末残高を10億円以上確保します。

市債償還対策基金(合併特例債分を除く)

年度	積立額	取崩額	残高
H30年度	0.1億円	0.0億円	6.4億円
R元年度	1.1億円	0.0億円	7.5億円
R2年度	1.1億円	0.0億円	8.6億円
R3年度	2.1億円	0.0億円	10.7億円
R4年度	2.8億円	0.0億円	13.5億円

※端数処理により、残高が合わない場合があります(以下の基金も同様)。

- (3) 職員退職手当基金は、令和5年度末残高を20億円以上確保します。

職員退職手当基金

年度	積立額	取崩額	残高
H30年度	0.0億円	0.0億円	20.0億円
R元年度	0.1億円	0.0億円	20.1億円
R2年度	0.1億円	0.0億円	20.2億円
R3年度	0.1億円	0.0億円	20.2億円
R4年度	0.1億円	0.0億円	20.3億円

- (4) 庁舎建設基金は、令和4年度末残高を20億円以上確保します。

庁舎建設基金

年度	積立額	取崩額	残高
H30年度	1.0億円	0.0億円	17.1億円
R元年度	2.0億円	0.0億円	19.1億円
R2年度	1.0億円	0.0億円	20.2億円
R3年度	1.0億円	0.0億円	21.2億円
R4年度	2.0億円	0.0億円	23.2億円

- (5) 地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。

地域振興基金

年度	積立額	取崩額	残高
H30年度	0.0億円	0.8億円	18.7億円
R元年度	0.0億円	0.9億円	17.9億円
R2年度	0.0億円	0.8億円	17.1億円
R3年度	0.0億円	0.7億円	16.4億円
R4年度	0.0億円	0.8億円	15.6億円

## 議第71号 義務教育学校の設置に向けた関係条例の整備に関する条例を制定するについて

### 1 制定趣旨

本市における義務教育学校の新設に向けて、関係する条例の規定を整備する。

### 2 主な内容

- (1) 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部改正〔第1条〕

「小学校及び中学校通学区域審議会委員」を「市立学校通学区域審議会委員」に改める（別表関係）。

- (2) 多治見市関谷文庫基金条例（昭和55年条例第5号）の一部改正〔第2条〕

基金の運用益金を充てる図書購入費の対象に義務教育学校を加える（第4条関係）。

- (3) 多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部改正〔第3条〕

特定教育・保育施設等との連携主体について、小学校に義務教育学校の前期課程を含むものとする（第3条関係）。

- (4) 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成23年条例第29号）の一部改正〔第4条〕

対象児童に義務教育学校の前期課程に就学する児童を加える（第6条関係）。

- (5) 多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部改正〔第5条〕

放課後児童健全育成事業における支援の対象に義務教育学校の前期課程に就学する児童を加える（第3条関係）。

- (6) 多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部改正〔第6条〕

入居者の資格に係る同居者について、「義務教育終了前の者」と総称することとする（第6条関係）。

- (7) 多治見市教育研究所設置条例（昭和31年条例第24号）の一部改正〔第7条〕

所掌事項に義務教育学校を加える（第2条関係）。

- (8) 多治見市就学等支援委員会条例（平成27年条例第6号）の一部改正〔第8条〕

委員に任命される者に義務教育学校の学校長を加える（第4条関係）。

- (9) 多治見市立小学校及び中学校通学区域審議会条例（昭和48年条例第25号）の一部改正〔第9条〕

題名を「多治見市立学校通学区域審議会条例」に改める（題名関係）。

名称を「多治見市立学校通学区域審議会」に改める（第1条関係）。

- (10) 多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例（昭和39年条例第25号）の一部改正〔第10条〕

通学費補助の対象に義務教育学校に在学する児童又は生徒を加える（第1条関係）。

(11) 多治見市学校給食運営委員会条例（平成3年条例第20号）の一部改正〔第11条〕

委員に委嘱される者に義務教育学校のPTA会長及び学校長を加える（第3条関係）。

3 施行日 公布の日

## **議第72号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて**

1 制定趣旨及び内容

地方自治法の一部改正（令和5年法律第19号）に伴う条ずれについて、次の条例中の引用箇所を改める。

(1) 多治見市監査委員条例（昭和61年条例第3号）（第4条関係）

(2) 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第16号）（第1条及び第3条関係）

(3) 多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第31号）（第5条関係）

(4) 多治見市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）（第4条関係）

2 施行日 令和6年4月1日

## **議第73号 多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて**

1 改正趣旨及び内容

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による森林環境税の創設に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正を踏まえ、標記条例で定める特定個人情報を利用することができる地方税の賦課徴収に関する事務に森林環境税を加える（別表第2関係）。

2 施行日 令和6年1月1日

## **議第74号 多治見市空家等審議会設置条例の一部を改正するについて**

1 改正趣旨及び内容

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正（令和5年法律第50号）に伴う条ずれについて、標記条例中の引用箇所を改める（第2条関係）。

2 施行日 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日（同法の公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）

## **議第75号 多治見市火災予防条例の一部を改正するについて**

## 1 改正趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（令和5年総務省令第48号）に伴い、蓄電池設備に関する規定及び厨房設備の離隔距離に関する規定を改めるほか所要の改正を行う。

## 2 主な改正内容

(1) 蓄電池設備に関し、次の改正を行う（第15条関係）。

ア 規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時（蓄電池設備の安全性に関し一般的に用いられる単位）に変更する。

イ 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの（蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号。以下「消防庁告示」という。）第2に定めるもの）を規制の対象から除くこととする。

ウ 転倒防止措置については、各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の転倒防止措置を講じることとする（開放型鉛蓄電池の電槽は、耐酸性の床上又は台上に設置する。）。

エ 屋外に設置する蓄電池設備について、原則として建築物から3メートル以上の距離を保たなければならないものから特定の用途又は一定の構造のもの（消防庁告示第3に定めるもの等）を除くこととする。

(2) 蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備は、火を使用する設備等の設置の届出の対象から除くこととする（第47条関係）。

(3) 建築物等及び可燃性の物品から保つ火災予防上安全な距離について、炭火焼き器（固体燃料を用いた厨房設備）を加える（別表第3関係）。

## 3 施行日 令和6年1月1日

## 議第76号 多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するについて

### 1 改正趣旨

義務教育学校としての多治見市立笠原小中学校（以下「笠原小中学校」という。）の新設並びに多治見市立笠原小学校（以下「笠原小学校」という。）及び多治見市立笠原中学校（以下「笠原中学校」という。）の廃止に伴い、その名称及び位置等について所要の改正を行う。

### 2 主な改正内容

(1) 題名を「多治見市立学校の設置等に関する条例」に改める（題名関係）。

(2) 笠原小学校及び笠原中学校の名称及び位置を削り、義務教育学校の名称を「多治見市立笠原小中学校」とし、位置を「多治見市笠原町字富士下3387番地の9」とする（第1条関係）。

(3) 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（笠原小中学校の建設工事期間）の間の笠原小学校（仮設校舎）の位置は、「多治見市笠原町字向嶋2455番

地の308」とする（附則関係）。

- 3 施行日 令和8年4月1日（仮設校舎の位置に関する規定、準備行為に関する規定及び用語の整理に関する規定は、公布の日）

#### **議第77号 多治見市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するについて**

- 1 改正趣旨及び内容

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正に伴い、標記条例中の引用箇所を改める（別表第1関係）。

- 2 施行日 令和5年10月1日

**議第78号 令和5年度多治見市一般会計補正予算（第4号）**

**議第79号 令和5年度多治見市南姫財産区事業特別会計補正予算（第1号）**

**議第80号 令和5年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）**

**議第81号 令和5年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）**

**議第82号 令和5年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

**議第83号 令和5年度多治見市下水道事業会計補正予算（第1号）**

**議第84号 令和5年度多治見市病院事業会計補正予算（第2号）**

令和5年度 会計別 補正予算表

(単位:千円)

議案番号	会社名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第78号	一般会社	補正第4号	42,616,221	627,359	43,243,580
議第79号	南炬財産区事業特別会社	補正第1号	16,558	2,800	19,358
議第80号	国民健康保険事業特別会社	補正第1号	11,171,287	29,083	11,200,370
議第81号	介護保険事業特別会社	補正第2号	10,276,443	372,236	10,648,679
議第82号	後期高齢者医療特別会社	補正第1号	1,868,835	0	1,868,835
議第83号	下水道事業会社	補正第1号	5,987,165	0	5,987,165
議第84号	病院事業会社	補正第2号	1,391,507	3,000	1,394,507
予	算 総 括 集	計	77,535,845	1,034,478	78,570,323

令和5年度一般会計予算(補正第4号)の主要内容

議第78号

(単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	総務費	特別職人件費	副市長の退職に伴う退職手当の増額	2,520				2,520
2	総務費	広報関係費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正			611		△ 611
3	総務費	新本庁舎建設事業費	新本庁舎建設に係るワークショップ運営支援業務及びビアンケート調査業務に伴う委託料等の増額	5,773				5,773
4	総務費	本庁舎跡地等利用事業費	本庁舎跡地等利用検討市民委員会に係る運営支援業務に伴う委託料等の増額	4,474				4,474
5	総務費	駅周辺駐車場需要調査費	新本庁舎建設を契機としたJR多治見駅周辺における駐車場に係る実態調査及び将来需要予測調査業務に伴う委託料の増額 ※ 継続費の追加もあり	6,468				6,468
6	総務費	ボランティアNPO関係費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正			370		△ 370
7	総務費	企業版ふるさと納税事務費	企業版ふるさと納税に係る寄附申出企業の増に向けた強化に伴う委託料の増額	1,100				1,100
8	民生費	後期高齢者医療費	令和4年度決算による療養給付費負担金精算に伴う財源更正			13,728		△ 13,728

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
9	民生費	介護保険料公費負担繰出金	令和4年度決算による低所得者保険料軽減負担金の追加交付に伴う介護保険事業特別会計への繰出金の増額 ※ 財源：国庫負担金1/2、県負担金1/4	5,588	4,191			1,397	
10	民生費	後期高齢者医療特別会計繰出金(事務費分)	令和4年度決算による保健事業負担金精算に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額	△ 3,349				△ 3,349	
11	民生費	過年度返還金(福祉医療)	令和4年度決算による県補助金の返還に伴う償還金の増額	47,904				47,904	
12	民生費	過年度返還金(障害者自立支援)	令和4年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	63,900				63,900	
13	民生費	過年度返還金(障害者自立支援医療)	令和4年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	3,277				3,277	
14	民生費	過年度返還金(特別障害者手当等給付費)	令和4年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	19				19	
15	民生費	過年度返還金(生活困窮者自立支援事業費)	令和4年度決算による国庫負担金及び補助金の返還に伴う償還金の増額	3,534				3,534	
16	民生費	過年度返還金(新型コロナウイルス感染症対策強化交付金)	令和4年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	120				120	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内 訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
17	民生費	児童手当給付費	令和4年度決算による国庫負担金及び県負担金追加交付に伴う財源更正		408				△ 408
18	民生費	過年度返還金(児童虐待防止対策支援事業)	令和4年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	284					284
19	民生費	過年度返還金(児童入所施設措置費等負担金)	令和4年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	1,440					1,440
20	民生費	過年度返還金(障害児通所支援事業費)	令和4年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	4,866					4,866
21	民生費	過年度返還金(児童手当給付費)	令和4年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	97					97
22	民生費	過年度返還金(児童扶養手当給付費)	令和4年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	3,260					3,260
23	民生費	子どもの貧困対策推進費	子ども食堂支援に係る補助金等の増額 ※ 財源：ふるさと応援基金繰入金	3,000				3,000	
24	民生費	過年度返還金(子ども・子育て交付金)	令和4年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	18,050					18,050

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内 訳
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
25	民生費	過年度返還金(子育てのた めの施設等利用給付費)	令和4年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	6,852					6,852
26	民生費	過年度返還金(子育て世帯 生活支援特別給付金)	令和4年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	26,314					26,314
27	民生費	保育所施設整備費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,083		△ 1,083
28	民生費	過年度返還金(保育)	令和4年度決算による国庫及び県負担金並びに国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	23,369					23,369
29	民生費	母子生活支援施設措置費	配偶者のない母子の自立支援施設への入所に係る施設措置委託料の見込み増に伴う委託料の増額 ※ 財源:国庫負担金1/2、県負担金1/4	11,793	8,844				2,949
30	民生費	過年度返還金(母子)	令和4年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	3,641					3,641
31	民生費	児童館施設整備費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				1,000		△ 1,000
32	民生費	生活保護総務事務費	生活保護に係る基準改定等によるシステム改修に伴う委託料の増額 ※ 財源:国庫補助金	2,506	1,252				1,254

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
33	民生費	過年度返還金(生活保護総務費)	令和4年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	1					1
34	民生費	過年度返還金(生活保護扶助費)	令和4年度決算による国庫負担金の返還に伴う償還金の増額	12,551					12,551
35	民生費	災害見舞金	災害に係る罹災者見舞金の見込み増に伴う交付金の増額	500					500
36	衛生費	健康づくり推進事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				422		△ 422
37	衛生費	未熟児養育医療給付費	令和4年度決算による国庫負担金及び県負担金追加交付に伴う財源更正		1,032				△ 1,032
38	衛生費	過年度返還金(母子保健事業推進費)	令和4年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	506					506
39	衛生費	過年度返還金(予防接種費)	令和4年度決算による国庫補助金の返還に伴う償還金の増額	3,475					3,475
40	衛生費	過年度返還金(新型コロナウイルス感染症接種事業費)	令和4年度決算による国庫負担金及び補助金の返還に伴う償還金の増額	82,271					82,271

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
41	衛生費	病院事業会計補助金	① 市民病院のオーダリングシステム一部改修に伴う補助金の増額 3,000千円 ② ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正	3,000			735	2,265	
42	農林水産業費	農用施設維持管理費	市内3か所の農業用水路修繕工事に伴う工事請負費の増額 ※ 財源：地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	17,000		15,000		2,000	
43	商工費	中心市街地活性化事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				305	△ 305	
44	商工費	新事業突破チャレンジ事業費	市内中小企業の経営改善・生産性向上等に繋がるデジタル化及び設備投資等に対する支援事業への補助金等の増額 ※ 財源：国庫補助金(デジタル田園都市国家構想交付金) ※ 債務負担行為の追加もあり	2,080	1,000			1,080	
45	商工費	ロケツアーリズム推進事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				140	△ 140	
46	商工費	製造技術・意匠成形支援事業費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				700	△ 700	
47	商工費	地場産業技術開発費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				2,605	△ 2,605	
48	土木費	自動車購入費	道路パトロール車両の更新に伴う備品購入費等の増額 ※ 繰越明許費もあり	6,777				6,777	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
49	土木費	道路改良事業費(単独)	市内13か所の市道舗装・側溝改良等に伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))、諸収入(受託事業収入)	105,100		47,100	3,075	54,925
50	土木費	主要幹線舗装整備事業費	国庫補助金の交付額確定に伴う財源更正 ※ 財源: 国庫補助金(社会資本整備総合交付金)、地方債(公共事業等債)		△ 14,812	△ 13,400		28,212
51	土木費	市道314300線改良事業費	① 市道314300線改良工事に係る国庫補助金の交付額確定に伴う財源更正 ※ 財源: 国庫補助金(社会資本整備総合交付金)△9,000千円、地方債(公共事業等債)△8,100千円、一般財源+17,100千円 ② 同事業における用地取得に係る国庫補助金の交付額確定に伴う財源更正 ※ 財源: 国庫補助金(社会資本整備総合交付金)△1,398千円、地方債(公共事業等債)△1,200千円、一般財源+2,598千円			△ 9,300		19,698
52	土木費	若松町交差点改良事業(ラウンドアバウト)費	① 若松町環状型交差点改良工事における中央島修景工事等に伴う工事請負費の増額 18,000千円 ※ 財源: 国庫補助金(社会資本整備総合交付金)9,000千円、地方債(公共事業等債(充当率90%、交付税措置率20%))8,100千円 ② 同事業における用地取得に係る国庫補助金の交付額確定に伴う財源更正 ※ 財源: 国庫補助金(社会資本整備総合交付金)△13,464千円、地方債(公共事業等債)△12,100千円、一般財源+25,564千円	18,000		△ 4,464		26,464

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内	記
					国県支出金	地方債	その他	一般財源		
53	土木費	市道522400線道路改良事業費(公共)	国庫補助金の交付額確定に伴う財源更正 ※ 財源: 国庫補助金(社会資本整備総合交付金)、地方債(公共事業等債)		△ 24,441	△ 21,900			46,341	
54	土木費	市道860703線道路改良事業費(公共)	国庫補助金の交付額確定に伴う財源更正 ※ 財源: 国庫補助金(社会資本整備総合交付金)、地方債(公共事業等債)		△ 32,500	△ 29,200			61,700	
55	土木費	土岐川観察館施設整備費	軽貨物車両の更新に伴う備品購入費等の増額	1,583					1,583	
56	土木費	かわまちづくり事業費	国が設置する土岐川豊岡地区特殊堤へのモザイクタイルによるデザインアート施工に伴う工事請負費の増額	5,000					5,000	
57	土木費	河川維持費	市内6か所の河川修繕工事に伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 地方債(緊急浚渫推進事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	22,000		15,000			7,000	
58	土木費	急傾斜地崩壊対策事業費	喜多町急傾斜地崩壊対策工事に係る県補助金の減に伴う財源更正 ※ 財源: 県補助金△11,000千円、地方債(緊急自然災害防止事業債(充当率100%、交付税措置率70%)) + 4,500千円		△ 11,000	4,500			6,500	
59	土木費	(都)音羽小田線道路改良事業費(公共)	国庫補助金の交付額確定に伴う財源更正 ※ 財源: 国庫補助金(社会資本整備総合交付金)、地方債(公共事業等債)		△ 26,000	△ 23,400			49,400	
60	土木費	公園維持管理費	公園・緑地の設計図面作成に用いる汎用CADソフトの購入に伴う備品購入費の増額	197					197	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
61	土木費	公園施設整備費	太平公園トイレ及び管理棟外壁改修工事等に伴う工事請負費の増額	26,473					26,473
62	消防費	消防本部資機材等整備費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				37		△ 37
63	消防費	応急手当普及関係費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				312		△ 312
64	消防費	北消防署移転整備事業費	新北消防署建設に係る実施設計及び造成工事の起債対象経費見直しに伴う財源更正 ※ 財源：地方債(緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)) ※ 継続費の財源変更もあり(総額及び年割額は変更なし)					△ 103,400	103,400
65	消防費	防災無線整備費	防災行政無線の設備更新に係る実施設計に伴う委託料の増額 ※ 財源：地方債(緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	2,574				2,500	74
66	教育費	教育振興基金積立金	寄附採納に伴う積立金の増額	500				500	
67	教育費	要保護児童等就学援助費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正						△ 2,948
68	教育費	要保護生徒等就学援助費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正						△ 2,948

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
69	教育費	中学校施設改良事業費	中学校に係る緊急営繕工事の見込み増に伴う工事請負費の増額	7,000					7,000
70	教育費	過年度返還金(子育てのための施設等利用給付費)	令和4年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の増額	7,670					7,670
71	教育費	公民館管理運営費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正				2,935		△ 2,935
72	教育費	笠原中央公民館施設整備費	解体・アスベスト含有建材撤去工事及び長寿命化工事の工法変更等に伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 地方債(公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化)(充当率90%、交付税措置率30%)) ※ 継続費の変更もあり	52,700		8,900			43,800
73	教育費	生涯スポーツ普及活動費	ふるさと応援基金繰入金の充当に伴う財源更正					447	△ 447
74	教育費	体育館施設整備費	総合体育館の防煙垂れ壁補修工事に伴う工事請負費の増額	3,601					3,601
合 計 (補正額総額)				627,359	△ 106,888	△ 111,600	37,901		807,946

令和5年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第4号)

(単位:千円)

内 容		金 額
1 市	税	
2 地	地方譲与税	
	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
3 利	子割交付金	
4 配	当割交付金	
5 株	式等譲渡所得割交付金	
6 法	人事業税交付金	
7 地	方消費税交付金	
8 ゴ	ルフ場利用税交付金	
9 環	境性能割交付金	
10 国	有提供施設等所在市町村助成交付金	
11 地	方特例交付金	
12 地	方交付税	
	普通交付税	
	特別交付税	
13 交	通安全対策特別交付金	
20 繰	入	
	財政調整基金繰入金	
	(うち可処分)	
	(うち災害留保分)	
21 繰	越	802,946
22 諸	市	
	収入	
	市預金	
	子	
23 市	債	
	臨時財政対策債	
そ	の他一般財源	5,000
	企業版ふるさと応援寄附金	
	合 計	807,946

令和5年度一般会計予算(補正第4号)の主要内容

(継続費)

項目	番号	事業名	総額	年度	年割額	財源				内訳
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
継続費の追加	1	駅周辺駐車場需要調査業務	10,780	5	6,468				6,468	
				6	4,312				4,312	
				計	10,780				10,780	

(単位:千円)

項目	番号	事業名	総額	年度	年割額	財源				内訳
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
継続費の変更	1	補正前	1,061,616	3	30,026		18,700		11,326	
				4	390,796		232,500	100,000	58,296	
		5		640,794		370,400	100,000	170,394		
		計		1,061,616		621,600	200,000	240,016		
		補正後		3	30,026		18,700		11,326	
	4	390,796		232,500	100,000	58,296				
	5	693,494		379,300	100,000	214,194				
	計	1,114,316		630,500	200,000	283,816				

項目	番号	事業名	総額	年度	年割額	財源			内訳
						国県支出金	地方債	その他	
(参考)の 継続財源 変更	1	変更前	159,000	4	63,600		63,600		一般財源
		変更後		5	95,400		95,400		
		計	159,000		159,000		159,000		
		※ 令和5年度の財源変更	4	63,600		63,600			
			5	95,400		43,600		51,800	
	計		159,000		159,000		107,200	51,800	

(繰越明許費)

(単位:千円)

項目	番号	事業名	金額	財源			内訳
				国県支出金	地方債	その他	
繰越明許費	1	自動車購入費 (道路パトロール車両更新)	6,777				6,777

(債務負担行為)

(単位:千円)

項目	番号	事項	期間	限度額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
債務負担行為の 追加	1	新事業突破チャレンジ補助金 (令和5年度分)	令和6年度	20,000	10,000			10,000

特別会計の主な事業内容

議第79号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			繰越金
					国県支出金	地方債	その他	
南 姫 財 産 区 事 業 特 別 会 計 ( 補 正 第 1 号 )	1	財産管理費	姫町2丁目内の財産区管理地における法面保護工事に伴う工事請負費の増額 ※ 財源:南姫財産区基金繰入金	2,800			2,800	
合 計				2,800			2,800	

議第80号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			繰越金
					国県支出金	地方債	その他	
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 ( 補 正 第 1 号 )	1	特定健康診査・保健指導負担金返還金	令和4年度決算による国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金特定健康診査等分)の返還に伴う県への償還金の増額	120				120
	2	国民健康保険保険給付費等交付金返還金	令和4年度決算による国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)及び国保ヘルスアップ事業精算による返還に伴う県への償還金の増額	28,919				28,919
	3	国保事業費納付金(退職分)返還	令和3年度国保事業費納付金(退職分)精算による返還に伴う県への償還金の増額	44				44
合 計				29,083				29,083

## 議第81号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			訳
					国県支出金	地方債	その他	
介護保険事業特別補正第2号)	1	介護給付費準備基金積立金	令和4年度決算による地域支援事業交付金の追加交付及び決算剰余金の確定(国県支出金返還分控除後)等に伴う積立金の増額 ※ 財源(その他):一般会計繰入金5,588千円 ※ 令和5年度末基金残高見込み18.9億円	190,671	33,890	5,588	151,193	
	2	国庫支出金過年度還付金(介護給付費負担金)	令和4年度決算による介護給付費に係る国庫負担金返還に伴う償還金の増額	100,450			100,450	
	3	県支出金過年度還付金(介護給付費負担金)	令和4年度決算による介護給付費に係る県負担金返還に伴う償還金の増額	81,115			81,115	
合計				372,236	33,890	5,588	332,758	

## 議第82号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			訳
					国県支出金	地方債	その他	
後期高齢者医療特別補正第1号)	1	後期高齢者医療広域連合納付金	令和4年度決算による保健事業費負担精算に係る後期高齢者医療広域連合納付金返還金(諸収入に伴う財源更正)	0		繰入金△3,349 諸収入+3,349		
合計				0				

企業会計の主な事業内容

議第83号

下水道事業会計（補正第1号）

（債務負担行為）

（単位：千円）

項目	番号	事項	期間	限度額	財源			訳
					国県支出金	地方債	その他	
債務負担行為の追加	1	下水道事業経営戦略策定業務委託	令和6年度	10,494			10,494	

議第84号

（単位：千円）

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額
病院事業会計（補正第2号）	1	その他医業費用	市民病院のオーダリングシステム一部改修に伴う補助金の増額	3,000
合計				3,000

【参考】新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対応に係る予算措置の状況

(単位:千円)

		新型コロナウイルス等対策分の財源										
会計	補正	補正額 (総額)	うち新型コロナウイルス等 対策分(歳出補正額)	主な事業内容	国庫 支出金	うち 地方創生 臨時交付金	県 支出金	地方債	その他 (ふるさと応援基金 繰入金等)	財政調整 基金	(うち可処分)	一般財源
当初	一般	—	14,748	感染症対策消耗品購入 小中学校修学旅行キャンセル料補助 等	766	766	766		1,333	11,883		
4月25日専決	一般	120,553	120,553	子育て世帯生活支援特別給付金	120,553							
6月補正	一般	9,982	0									
6月補正	一般	2,306,686	675,452	住民投票実施世帯支援給付金 幼保小中給食費物価上昇分負担 福祉事業所・医療機関等支援 等	463,067	(384,847)	133			8,634		203,618
9月補正	一般	627,359	0									
合計		3,064,580	810,753		584,386	(384,847)	899		1,333	20,517		203,618

↓

新型コロナウイルス感染症対応-地方創生臨時交付金交付限度額

令和5年度 交付決定分	506,200
-------------	---------

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 (国: 令和4年度予備費(本省繰越))  
うち低所得世帯支援料分220,584千円、推進事業メニュー分285,616千円

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	經常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第4号)	5.8	73.9	25.1	89.5	△ 2,770,000
財政判断指数 (補正第3号)	6.1	74.0	20.9	89.6	△ 960,000
財政判断指数 (補正第2号)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数 (補正第1号)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数 (当初予算)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

## 議第85号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市土岐川観察館
- 2 指定管理者の名称等 多治見市十九田町2丁目81番地の1ラルジュグランデ306号  
河川自然環境保全復元団体リバーサイドヒーローズ  
代表 山本 真行
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

### 選定結果

候補団体	河川自然環境保全復元団体リバーサイドヒーローズ	
現在の指定管理者	河川自然環境保全復元団体リバーサイドヒーローズ	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案全体について	40	35.0
2. 管理運営について	50	40.0
3. 収支予算書について	10	7.0
評価合計点	100	82.0
		最低基準点 60点
候補団体以外の団体の評価合計点	他の応募団体なし	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	129,320千円	130,000千円

## 議第86号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市児童発達支援センター
- 2 指定管理者の名称等 多治見市太平町2丁目39番地の1  
社会福祉法人多治見市社会福祉協議会  
会長 今枝 寛彦
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

### 選定結果

候補団体	社会福祉法人多治見市社会福祉協議会	
現在の指定管理者	なし	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案書全般	20	16.3
2. 提案内容	60	49.4
3. 収支計画	5	4.1
4. 組織	15	13.0

評価合計点	100	82.8
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点		81.2
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	272,237千円	272,237千円

### 議第87号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市勤労者センター
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地  
公益財団法人多治見市文化振興事業団  
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

#### 選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案全体について	30	26.0
2. 施設管理について	30	25.0
3. 収支計画について	15	13.0
4. 申請団体について	25	23.0
評価合計点	100	87.0
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点	他の応募団体なし	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	31,328千円	31,328千円

### 議第88号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市多治見駅北広場
- 2 指定管理者の名称等 多治見市本町3丁目25番地  
一般社団法人多治見市観光協会  
代表理事 松島 祥久
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

#### 選定結果

候補団体	一般社団法人多治見市観光協会	
現在の指定管理者	一般社団法人多治見市観光協会	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 施設運営の基本的な考え方	40	35.0
2. 施設運営	10	9.0
3. 組織・運営体制	10	9.0
4. 収支計画	10	7.0
5. 経営能力	10	9.0
6. にぎわいを創出する集客交流事業の提案	20	18.0
評価合計点	100	87.0
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点	他の応募団体なし	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	98,166千円	98,166千円

### 議第89号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市豊岡駐車場  
多治見市豊岡原動機付自転車駐車場
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地  
公益財団法人多治見市文化振興事業団  
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

### 選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案内容の妥当性について	80	72.0
2. 中心市街地活性化や街のにぎわいづくりに資する事業提案がなされているか	20	17.0
評価合計点	100	89.0
	最低基準点 60点	
候補団体以外の団体の評価合計点	他の応募団体なし	

施設使用料 の支払い	指定管理者は、施設使用料として、次に掲げる額を市に支払うものとする。	
	令和6年度	ア 年度当たり2,991,000円 イ 1年間の総売上から26,001,000円を除いた額の2割の額
	令和7年度	ア 年度当たり2,991,000円 イ 1年間の総売上から26,001,000円を除いた額の2割の額
	令和8年度	ア 年度当たり2,991,000円 イ 1年間の総売上から26,001,000円を除いた額の2割の額

### 議第90号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市笠原地区の文化・体育施設（多治見市笠原交流センター及び多治見市笠原体育館）
- 2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地  
公益財団法人多治見市文化振興事業団  
理事長 青山 崇
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

### 選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 施設運営の基本的な考え方	20	19.8
2. 施設運営	10	10.0
3. 組織・運営体制	15	12.7
4. 収支計画	15	12.1
5. 経営能力	10	10.0
6. 複合施設を活かした提案	20	17.3
7. 公民館事業の提案	20	19.5
8. 児童館事業の提案	20	16.0
9. 体育館事業の提案	20	19.5
評価合計点	150	136.9
	最低基準点 90点	
非公募理由	次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62	

	号) 第2条第3項第8号に該当)。 (1) 指定期間は、2年間である。 (2) 引き続き指定することで、サービスの継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められる。 ア 主要な施設管理・運営については従来のサービスを継承できる。 イ 現在の指定管理者として大規模改修の内容を熟知しているため、改修後の効率的な事務運営、施設運営が可能である。 (3) 統合前施設の指定期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)内の指定であり、その期間の2分の1以上を経過する。 (4) これまでの管理状況が極めて良好である。 令和3年度評価 85点・極めて良好 令和4年度評価 87点・極めて良好	
指定管理料	提案額(税込)(千円未満切上)	債務負担額
	216,946千円	216,946千円

#### 議第91号 多治見市副市長の選任について

佐藤 喜好(さとう きよし)副市長が令和5年9月30日をもって退職するため、鈴木 良平(すずき りょうへい)氏を新たに多治見市副市長に選任する。

#### 議第92号 多治見市教育委員会教育長の任命について

渡邊 哲郎(わたなべ てつろう)教育長が令和5年9月30日に任期満了となるため、仙石 浩之(せんごく ひろゆき)氏を新たに多治見市教育委員会教育長に任命する。

#### 議第93号 多治見市教育委員会委員の任命について

水野 豊(みずの ゆたか)委員が令和5年9月30日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市教育委員会委員に任命する。

##### 【参考】

委員数：4人

職務：教育委員会の構成員として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条各号に掲げられた職務権限の適正な行使を担う。

(多治見市教育委員の職務に関する要綱(平成22年教育委員会告示第31号)第2条)

#### 議第94号 多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大野 聖(おおの さとし)委員が令和5年9月29日に任期満了となるため、

同氏を引き続き、多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

**【参考】**

委員数：3人

委員会の目的：固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する。

(地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第1項)

**議第95号 多治見市子どもの権利擁護委員の選任について**

原科 佐登己(はらしな さとみ)委員が令和5年9月30日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市子どもの権利擁護委員に選任する。

**【参考】**

委員数：3人

職務：(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

(多治見市子どもの権利に関する条例(平成15年条例第27号)第14条)

**諮第1号 人権擁護委員の推薦について**

河人 宗寿(かわひと むねとし)委員、谷口 千鶴(たにくち ちづる)委員、坂崎 京子(さかざき きょうこ)委員及び加藤 明子(かとう あきこ)委員が令和5年12月31日に任期満了となるため、各委員を引き続き、人権擁護委員として推薦する。

**【参考】**

委員数：10人

職務：(1) 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。

(2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。

(3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

(4) 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。

(5) その他人権の擁護に努めること。

(人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第11条)